

証券コード 7069
2025年12月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町12番10号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役社長 高 村 彰 典

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権行使をすることができます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）等の株主総会資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/index.html>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、IR Newsよりご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サイバー・バズ」又は「コード」に当社証券コード「7069」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

議決権を行使いただく場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【事前質問受付のご案内】

当社では、第20回定時株主総会に関する報告事項及び決議事項に関して、インターネット上で株主の皆様からのご質問をお受けいたします。

ご質問の受付につきましては、以下のサイトよりお寄せいただきますようお願いいたします。

事前質問受付サイトURL：<https://www.cyberbuzz.co.jp/contact/>

【受付期間：2025年12月3日午前10時から2025年12月11日午後7時まで】

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月17日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2025年12月17日（水曜日）午後7時までに、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、5～6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2025年12月18日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
昨年は12月23日（月曜日）午後2時の開催でしたが、本年は上記のとおり開催日及び開催時間が異なっておりますのでお間違えのないようお願い申し上げます。 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号
渋谷ソラストCONFERENCE 4階 4A会議室
昨年はセルリアンタワー東急ホテルが会場でしたが、本年は会場が異なりますのでお間違えのないようお願い申し上げます。
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第20期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の上記の各ウェブサイトに掲載しており、本招集ご通知とあわせてお送りする書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「使用人の状況」
- ②事業報告の「主要な借入先の状況」
- ③事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑤連結計算書類の「連結注記表」
- ⑥計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑦計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

・当社ウェブサイトにおいて2025年9月期通期決算説明動画をオンデマンド配信しております。弊社の事業のご説明もさせていただきますので、是非ご視聴いただきますようお願いいたします。
(URL : <https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/index.html>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を**会場受付**にご提出ください。

日時 2025年12月18日（木曜日）午前10時
(受付開始：午前9時30分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年12月17日（水曜日）午後7時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



①QRコードを読み取る方法「スマート行使」又は②パソコン、スマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次ページ以下をご参照ください。

行使期限 2025年12月17日（水曜日）午後7時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

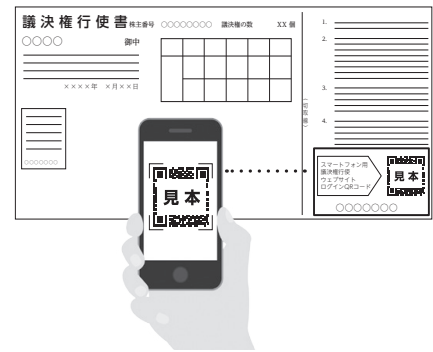
2025年12月17日（水曜日）
午後7時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力くだ
さい。

**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り
可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト
へ遷移できます。



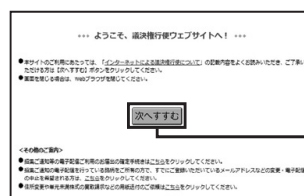
※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

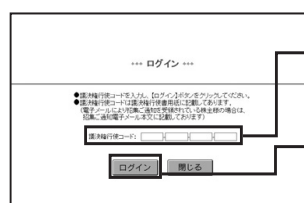
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な建設需要やデジタル投資の拡大などによる押し上げで、穏やかな改善傾向にあります。一方で、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響が景気を下押しするリスクとなっており、加えて、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクがあるなど、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループが事業展開を行う2024年の国内インターネット広告市場は、動画広告を中心に成長し、前年比9.6%増の3兆6,517億円（注1）と推計され、総広告費に占める構成比は47.6%に達しました。また、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年には2兆1,313億円（注2）まで成長すると推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、「SMM（ソーシャルメディアマーケティング）事業」、「ライブ配信プラットフォーム事業」、「HR（ヒューマンリソース）事業」を展開してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高7,131百万円（前期比4.4%減）、営業利益349百万円（前期は営業損失1,719百万円）、経常利益344百万円（前期は経常損失1,712百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益385百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,954百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①SMM事業

SMM事業では企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援しており、主に「インフルエンサーサービス」、「SNSアカウント運用」、「SNS広告」、「インターネット広告販売」を行っております。

「インフルエンサーサービス」では、「NINARY」及び「Ripre」を中

心に、当社グループ独自のインフルエンサーネットワークを活用したプロモーション施策の企画提案を行っております。

「SNSアカウント運用」では、企業・ブランドのSNS公式アカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行っております。

「SNS広告」では、ソーシャルメディアプラットフォームの運用広告、ソーシャルメディアのプラットフォーム連動の独自メディアを活用した「tobuy」などのプロモーション施策の企画提案を行っております。

「インターネット広告販売」では、ソーシャルメディア関連広告を中心とした、他社の広告商品の販売を行っております。

当連結会計年度においては、SNS広告が堅調に推移し、サービスとしては増収となったものの、全体としてはインフルエンサーサービスにおける大型案件の反動減の影響や、SNSアカウント運用の伸び悩みがあり、SMM事業の売上高は6,611百万円（前期比5.9%減）、営業利益は1,187百万円（前期比20.6%減）となりました。

②ライブ配信プラットフォーム事業

ライブ配信プラットフォーム事業では連結子会社である株式会社WithLIVEにおいて、有名アーティスト・タレント等とオンラインで1対1の対話ができるサービス等を行っております。

当連結会計年度においては、オンラインイベントのみならず、オフラインイベントにおける電子チケット事業の利用拡大、さらに独自の抽選システムの導入拡大により、推し活における特典会のDXを一気通貫して手がけるようになったことにより、売上高は425百万円（前期比20.6%増）、営業利益は29百万円（前期比6.0%増）となりました。

③その他

その他では「HR事業」等を行っております。

当連結会計年度においては、中途人材紹介人数と平均単価の増加により、売上高は97百万円（前期比3.7%増）、営業利益は22百万円（前期は営業損失71百万円）となりました。

（注1）出典：株式会社電通「2024年 日本の広告費」

（注2）出典：サイバー・バズ／デジタルインファクト調べ「2024年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額（無形資産への投資を含む）は6百万円であり、経年劣化に伴う入替の為にパソコンを購入したことによる備品の取得6百万円を計上したことによるものであります。

また、当連結会計年度における重要な固定資産の除却・売却（無形固定資産を含む）については、DETEKURU及びpickkaサービス終了に伴いソフトウェア（合計27百万円）を除却、経年劣化によりパソコン（合計6百万円）を除却・売却いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2025年2月20日の当社取締役会決議により、無担保社債を発行し、株式会社CARTA HOLDINGSより2025年2月28日に300百万円の資金調達を行いました。

また、2025年3月19日の当社取締役会決議により、株式会社Cygamesより借入を実行し、2025年3月31日に200百万円の資金調達を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2022年9月期)	第 18 期 (2023年9月期)	第 19 期 (2024年9月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売 上 高(千円)	4,268,412	5,757,306	7,462,203	7,131,164
経常利益又は経常 損 失 (△) (千円)	171,635	412,045	△1,712,067	344,859
親会社株主に帰属 する当期純利益又は当 期 純 損 失 (△) (千円)	85,716	205,448	△1,954,414	385,969
親会社株主に帰属する 1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)(円)	22.16	52.06	△488.27	95.93
総 資 産(千円)	2,617,776	5,101,192	2,782,507	3,108,217
純 資 産(千円)	1,993,279	2,258,471	352,470	752,480
1株当たり純資産(円)	491.86	538.76	50.18	145.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第18期は、投資有価証券評価損、関係会社株式売却損を特別損失に計上しております。
3. 第19期は、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
4. 第20期は、投資有価証券売却益を特別利益に計上しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2022年9月期)	第 18 期 (2023年9月期)	第 19 期 (2024年9月期)	第 20 期 (当事業年度) (2025年9月期)
売 上 高(千円)	4,093,241	5,349,156	7,043,351	6,611,194
経常利益又は経常 損 失 (△) (千円)	186,071	430,368	△ 1,775,401	304,460
当期純利益又は当 期純損失 (△) (千円)	32,197	216,669	△ 1,978,601	378,707
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△)	8.32	54.91	△494.31	94.12
総 資 産(千円)	2,568,563	4,926,253	2,770,569	3,081,672
純 資 産(千円)	1,966,881	2,243,295	313,107	705,855
1株当たり純資産 (円)	485.10	564.47	40.39	133.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第17期は、関係会社貸倒引当金繰入、関係会社株式評価損を特別損失に計上しております。
3. 第18期は、投資有価証券評価損、関係会社株式売却損を特別損失に計上しております。
4. 第19期は、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
5. 第20期は、投資有価証券売却益を特別利益に計上しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ソーシャルベース	20百万円	100%	ソーシャルメディアマーケティング事業
株式会社BuzzJob	25百万円	100%	ヒューマンリソース事業
株式会社WithLIVE	23百万円	100%	ライブ配信プラットフォーム事業

(7) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

ソーシャルメディアマーケティングの特色としては、その技術の進歩が非常に早く、新たなマーケティング手法やサービスが日々開発されていることが挙げられます。

当社グループは、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というミッションの下、クライアントのニーズを満たすためにインフルエンサーの発掘・拡充・育成、新規サービスの開発や既存サービスの機能拡充、利便性の向上等を図り、従来以上の持続的な事業成長の実現を併進すべく、下記を重要な課題として取り組んでおります。

① 自社サービスの強化

㊦付加価値の提供及び競争力の向上

当社は、SMM事業において、「NINARY」「Ripre」「SNSアカウント運用」「to buy」、「Be One Agent」といった自社サービスの提供に注力してきました。

今後も、自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を強化し、当社にしか提供できない価値をクライアント企業に提供することで、当社の競争力を一層高めることができるものと考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの販売と比較して、利益率が高く、収益構造の改善に繋がります。

①販路拡大

自社サービスの強化策の一環として、クライアントに直接販売する販売

ルートの強化を図るとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、食品業界、コンテンツ配信業界、金融業界等の複数の新たな業界への販売体制を強化することで、より広範なクライアントと取引を行えるよう、販売ルートを拡大しており、今後も引き続き販路拡大を図ってまいります。

② 新サービス・新規事業の拡充

当社の継続的な事業成長のためには、既存事業とのシナジー効果が見込める新規事業やサービスを展開していくことが必要と考えます。

本事業年度は、TikTok Shopの本格始動を受けた様々な取組の一つとして、インフルエンサーアフィリエイトサービス「WESELL」の提供を開始いたしました。また、株式会社講談社と共同してViVi公式SNSの妹メディアとして「MYPE」を新たに立ち上げ、第一弾としてTikTokアカウントをリリースしております。

また、ライブ配信プラットフォーム事業を営む株式会社WithLIVEでは、電子チケットの発行からイベント開催、グッズ販売等をオンラインにて一気通貫で提供できることを強みとして、クライアントのニーズに適した幅広いサービスの提供をしております。

③ 新サービス等の開発・人材面の強化

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、ソーシャルメディアマーケティングにおいても、新たなサービスの投入、他社による新規参入等が発現しております。当社では、競合優位性の確保及び事業拡大を図るため、新規広告商品やサービスの開発に積極的な投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要上、優秀なエンジニア人材の確保が必須であり、その採用・育成強化に努めてまいりました。こうした開発体制・人材面の強化は、今後の事業成長においても、継続して取り組むべき重要な課題であると認識しており、より一層迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

④ 当社及びサービスブランドの知名度向上

当社が今後も持続的な成長を続けていくために、自社サービスの知名度向上等を通じて、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの当社の認知度向上が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果の最大化を意識した積極的なプロモーション活動を展開してまいります。

⑤ 組織体制の整備

当社は、更なる事業成長を図る為に、成長フェーズに応じた会社全体の組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが必要不可欠だと考えております。このため、採用活動の強化を図るのみならず、組織づくりの専門部署を設置し、当該部署が人材の早期育成に注力し、社内研修制度、ノウハウ共有の仕組みの確立を行ってまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社は、インフルエンサー等の個人情報も多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考え、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱いの専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定したうえで、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会(JIAA)の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。その他、定期的な社内研修の実施やセキュリティの整備を行っております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行ってまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は、内部管理体制の強化を重要な課題と位置付け、コーポレート部門の整備を推進することで、経営の公正性・透明性を確保するとともに、企業価値の最大化を図っております。

今後も引き続き内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑧ 広告審査体制の整備

当社のSMM事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものとなります。このため、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社では顧問弁護士への確認等を経た厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。また、法改正等の事象にあたっては、改正内容に応じた対応の検討・社内ルール等の整備、社内外への勉強会等の実施等、機動的に厳格な社内ルールの周知・徹底をしております。

広告審査体制としては、社内及びグループ子会社に専門の部署を設けて審査を実施しております。また、定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。品質面においては、デジタル広告市場の健全な発展を目指す一般社団法人デジタル広告品質認証機構(JICDAQ)の品質認証を取得しております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、同様に厳格な広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

⑨ 法規制等の変動に対応する社内体制

当社の事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、各規制の改正等の事業環境の変化に迅速に対応するため、SMM事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これらの対応を継続的に行ってまいります。

(9) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業区分	事業内容
S M M 事業	ソーシャルメディアを中心とした広告マーケティング
ライブ配信プラットフォーム事業	ライブ配信プラットフォーム事業
その他の事業	ヒューマンリソース事業

(10) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

当 社	東京都渋谷区桜丘町12-10
株式会社ソーシャルベース	宮崎県宮崎市橘通東4-1-2
株式会社 Buzz Job	東京都渋谷区桜丘町12-10
株式会社 With LIVE	東京都渋谷区桜丘町12-10

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,037,100株
- ③ 株主数 1,481名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
高村 彰 典	1,205,600株	29.96%
株式会社 セレス	770,000	19.14
株式会社 サイバーエージェント	600,000	14.91
株式会社 マイナビ	175,000	4.35
株式会社 クリア	160,000	3.98
株式会社 SBI証券	89,813	2.23
ユニテッド株式会社	84,400	2.10
楽天証券株式会社	72,300	1.80
近田 哲 昌	46,500	1.16
清板 大 亮	43,900	1.09

(注) 1. 当社は、2025年9月30日現在、自己株式を13,506株保有しております。

2. 持株比率は自己株式（13,506株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
発行決議日		2018年5月31日	2020年9月16日
新株予約権の数		358個	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,900株 (新株予約権1個につき50株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 41,000円 (1株当たり 820円)	新株予約権1個当たり 365,000円 (1株当たり 3,650円)
権利行使期間		2020年6月1日から 2028年5月24日まで	2023年10月15日から 2030年9月15日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等 委員を 除く)	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名
		社外 取締役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 2名
	取締 役 (監査等 委員)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2名	

		第 5 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		2021年5月12日	2021年12月15日	
新株予約権の数		180個	50個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 227,500円 (1株当たり 2,275円)	新株予約権1個当たり 106,900円 (1株当たり 1,069円)	
権利行使期間		2024年6月17日から 2031年5月11日まで	2025年1月13日から 2031年12月10日まで	
行使の条件		(注) 2	(注) 2	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等 委員を 除く)	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名
		社外取締 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

		第7回新株予約権	第8回新株予約権	
発行決議日		2022年2月9日	2023年5月10日	
新株予約権の数		230個	220個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 23,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 110,100円 (1株当たり 1,101円)	新株予約権1個当たり 137,500円 (1株当たり 1,375円)	
権利行使期間		2025年3月17日から 2032年2月11日まで	2026年6月1日から 2033年4月30日まで	
行使の条件		(注) 2	(注) 2	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等 委員を 除く)	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 3名
		社外 取締役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2名
	取締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	

		第 9 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		2025年2月12日	
新株予約権の数		240個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 78,300円 (1株当たり 783円)	
権利行使期間		2028年3月1日から 2035年1月31日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員の 保有状況	取締役 (監査等 委員を 除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3名
		社外 取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)保有分は、新株予約権発行時に当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。
2. 新株予約権の行使の条件
- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役又は従業員の地位にあることを要する。
 - ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
3. 当社は、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整して記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 9 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2025年2月12日
新株予約権の数		340個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 34,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 78,300円 (1株当たり 783円)
権利行使期間		2028年3月1日から 2035年1月31日まで
行使の条件		(注) 2
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 290個 目的となる株式数 29,000株 交付者数 13名
	子 会 社 の 役 員	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 交付者数 2名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役又は従業員の状態にあることを要する。
- ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

③ その他の新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 村 彰 典	当社社長
取 締 役	岩 田 真 一	コーポレート部門管掌、CFO
取 締 役	三 木 佑 太	SMM事業部管掌
取 締 役	膽 畑 匡 志	テクノロジー・クリエイティブ部門、子会社及び新規事業管掌
取 締 役	蓮 見 麻 衣 子	(有)エバーリッチアセットマネジメント ファンド マネージャー ニューラルグループ(株)社外取締役 LINEヤフー(株)社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	都 賢 治	税理士法人アルタス代表社員 (株)アルタス代表取締役 (株)アイスタイル社外監査役 (株)グロービス監査役 (株)メディックス社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	吉 羽 真 一 郎	潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士 (株)スタジオアタオ社外取締役 (監査等委員) フリュー(株)社外監査役 (株)ハマイ社外取締役 (監査等委員) (株)ジグザグ社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	松 本 浩 介	KLab(株)社外取締役 (監査等委員) (株)スタジオアタオ社外取締役 (監査等委員) (株)キッズライン社外取締役 ピクスタ(株)社外取締役 (監査等委員) (株)ジグザグ社外取締役

- (注) 1. 取締役蓮見麻衣子氏並びに取締役 (監査等委員) 都賢治氏、吉羽真一郎氏及び松本浩介氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 松本浩介氏は、長年企業経営者を歴任しており、経営者としての豊富な経験と知識を有しております。
5. 2025年6月30日をもって、田中将志氏は社外取締役を辞任いたしました。なお、辞任時における重要な兼職は株式会社Bl.Garage代表取締役でありました。
6. 当社は、取締役蓮見麻衣子氏、取締役 (監査等委員) 都賢治氏、吉羽真一郎氏及び松本浩介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

7. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年9月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	佐藤 亮平	メディア第2本部及び組織づくり本部担当執行役員
執 行 役 員	岡部 晃彦	メディア第3本部担当執行役員
執 行 役 員	佐々木 空	テクノロジー・クリエイティブ本部担当執行役員

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

また、2025年6月30日をもって社外取締役を辞任いたしました田中将志氏との間で同様の契約を締結しております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (2)	117,210千円 (4,200)	117,210千円 (4,200)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	12,600 (12,600)	12,600 (12,600)	- (-)
合 計 （うち社外役員）	10 (6)	129,810 (16,800)	129,810 (16,800)	- (-)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役2名（うち社外取締役2名）を除いております。なお、無報酬の取締役は、2024年12月23日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2025年6月30日をもって辞任した取締役1名になります。また、松本浩介氏は、第19回定時株主総会終結の時をもって監査等委員でない取締役を退任するとともに監査等委員である取締役に就任しているため、両区分において支給員数に含めております。

3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額400,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）です。また別枠で、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）の範囲内において新株予約権の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年12月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当事業年度に

係る取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長高村彰典が決定しておりますが、決定に当たっては事前に監査等委員である取締役からの客観的な意見を聴取したうえで決定していることを確認しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬により構成され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、当社の売上・営業利益等の業績、時価総額等の企業価値を基準として算出して定めております。

b. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等を支給する場合、内容・算定方法等について、株主総会で承認された限度額の範囲内において、当社の売上・営業利益等の業績、時価総額等の企業価値を基準として決定いたします。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長高村彰典に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。代表取締役社長高村彰典は、当該委任に基づき、事前に監査等委員である取締役からの客観的な意見を聴取したうえで、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役蓮見麻衣子氏は、有限会社エバーリッチアセットマネジメントのファンドマネージャー、ニューラルグループ株式会社の社外取締役、LINEヤフー株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社とLINEヤフー株式会社との間では営業取引を行っております。その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）都賢治氏は、税理士法人アルタスの代表社員、株式会社アルタスの代表取締役、株式会社アイスタイル及び株式会社メディックスの社外取締役（監査等委員）、株式会社グロービス及び株式会社オープンエイトの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社スタジオアタオ及び株式会社ハマイの社

外取締役（監査等委員）、フリー株式会社及び株式会社ジグザグの社外監査役であります。当社と潮見坂綜合法律事務所との間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。フリー株式会社は、当社との間で営業取引を行っております。その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- ・ 社外取締役（監査等委員）松本浩介氏は、KLab株式会社、株式会社スタジオアタオ及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズライン及び株式会社ジグザグの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 2025年6月30日付けで辞任いたしました社外取締役の田中将志氏は、株式会社Bl.Garageの代表取締役でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 蓮見 麻衣子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融アナリストとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経済情勢を踏まえた助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役 田中 将志	当事業年度において、2025年6月30日に辞任するまでに開催された取締役会7回のうち7回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営及び当社事業に関する豊富な経験と見識に基づき、経営全般に対する助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役(監査等委員) 都 賢治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。また、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から当社の経営判断や内部監査等に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役(監査等委員) 吉羽 真一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。また、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から当社の経営判断やコンプライアンスに関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役(監査等委員) 松本 浩介	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。また、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を客観的に確保するための役割・責務を十分に果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 和泉監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2024年12月23日開催の第19回定時株主総会締結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,483,304	流動負債	1,728,110
現金及び預金	1,276,957	買掛金	840,793
受取手形及び売掛金	1,029,557	短期借入金	500,000
仕掛品	1,162	1年内返済予定の長期借入金	108,000
貯蔵品	665	契約負債	59,368
その他	174,961	未払金	60,652
固定資産	624,912	未払法人税等	23,695
有形固定資産	145,719	未払消費税等	13,183
建物附属設備	47,000	ポイント引当金	6,160
工具、器具及び備品	98,719	その他	116,257
無形固定資産	196,076	固定負債	627,626
のれん	123,015	社債	300,000
ソフトウェア	5,155	長期借入金	308,000
顧客関連資産	36,447	繰延税金負債	19,626
その他	31,458	負債合計	2,355,736
投資その他の資産	283,116	(純資産の部)	
投資有価証券	23,496	株主資本	583,378
繰延税金資産	62,843	資本金	484,621
敷金及び保証金	175,411	資本剰余金	484,621
その他	21,364	利益剰余金	△ 353,122
資産合計	3,108,217	自己株式	△ 32,740
		その他の包括利益累計額	1,801
		その他有価証券評価差額金	1,801
		新株予約権	167,300
		純資産合計	752,480
		負債純資産合計	3,108,217

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,131,164
売上原価	4,436,986
売上総利益	2,694,178
販売費及び一般管理費	2,344,614
営業利益	349,563
営業外収益	
ポイント収入額	2,117
助成金収入	1,990
役員報酬返納額	5,239
受取保険金	10,000
雑収入	1,222
営業外費用	
投資事業組合運用損	2,779
支払利息	14,582
社債利息	5,301
雑損失	2,608
経常利益	344,859
特別利益	
投資有価証券売却益	53,916
新株予約権戻入益	5,237
その他	162
特別損失	
固定資産除却損	3,622
税金等調整前当期純利益	400,553
法人税、住民税及び事業税	49,867
法人税等調整額	△ 35,282
当期純利益	385,969
親会社株主に帰属する当期純利益	385,969

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,066,528	流動負債	1,767,816
現金及び預金	920,117	買掛金	779,555
売掛金	956,321	短期借入金	702,000
仕掛品	1,162	1年内返済予定の長期借入金	108,000
貯蔵品	665	未払金	59,713
前渡金	13,949	未払費用	87,960
前払費用	43,620	契約負債	11,237
関係会社短期貸付金	10,000	預り金	13,188
その他	120,691	ポイント引当金	6,160
固定資産	1,015,144	固定負債	608,000
有形固定資産	131,573	社債	300,000
建物附属設備	36,517	長期借入金	308,000
工具、器具及び備品	95,055	負債合計	2,375,816
無形固定資産	5,155	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,155	株主資本	536,754
投資その他の資産	878,415	資本金	484,621
関係会社株式	642,500	資本剰余金	484,621
投資有価証券	23,496	資本準備金	484,621
繰延税金資産	62,843	利益剰余金	△ 399,747
敷金及び保証金	128,211	その他利益剰余金	△ 399,747
その他	21,364	繰越利益剰余金	△ 399,747
		自己株式	△ 32,740
		評価・換算差額等	1,801
		その他有価証券評価差額金	1,801
		新株予約権	167,300
資産合計	3,081,672	純資産合計	705,855
		負債純資産合計	3,081,672

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,611,194
売上原価		4,412,203
売上総利益		2,198,990
販売費及び一般管理費		1,886,327
営業利益		312,662
営業外収益		
ポイント収入額	2,117	
助成金収入	910	
役員報酬返納額	5,239	
受取保険金	10,000	
雑収入	914	19,180
営業外費用		
投資事業組合運用損	2,779	
支払利息	16,724	
社債利息	5,301	
雑損失	2,578	27,382
経常利益		304,460
特別利益		
投資有価証券売却益	53,916	
新株予約権戻入益	5,237	
その他	162	59,316
特別損失		
固定資産除却損	3,622	3,622
税引前当期純利益		360,154
法人税、住民税及び事業税	1,045	
法人税等調整額	△ 19,599	△ 18,553
当期純利益		378,707

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社サイバー・バズ
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	加藤	雅之
----------------	-------	----	----

業務執行社員	公認会計士	秦	昌幸
--------	-------	---	----

業務執行社員	公認会計士	寺門	義昭
--------	-------	----	----

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバー・バズの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 加藤 雅之

業務執行社員

公認会計士 秦 昌幸

業務執行社員

公認会計士 寺門 義昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバー・バズの2024年10月1日から2025年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の

過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象

又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

株式会社サイバー・バズ 監査等委員会

監査等委員	都	賢治
監査等委員	吉羽	真一郎
監査等委員	松本	浩介

(注) 監査等委員都賢治、吉羽真一郎及び松本浩介は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。なお、2025年6月30日をもって田中将志氏が当社の取締役を辞任しております。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位
1	たかむら あきのり 高村 彰典	再任	代表取締役社長
2	いわた しんいち 岩田 真一	再任	取締役
3	みき ゆうた 三木 佑太	再任	取締役
4	いはた まさし 膽畑 匡志	再任	取締役
5	はすみ まいこ 蓮見 麻衣子	再任 社外	社外取締役
6	たかぎ さとし 都木 聡	新任 社外	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	たかむらあきのり 高村 彰典 (1974年4月5日) 所有する当社株式の数 1,207,540株	1997年4月 興和株式会社入社 1999年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年8月 同社執行役員就任 2006年4月 当社取締役就任 2010年10月 当社代表取締役社長就任 (現任)
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高村彰典氏は、2006年より当社の取締役を務め長年に亘り当社の主力事業であるSMM事業の知見を有するとともに、2010年より代表取締役として豊富な経営経験を有しており、当社の経営全般に関する重要な経営判断を実行してまいりました。</p> <p>そのため、今後の更なる当社グループの発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	いわた しんいち 岩田 真一 (1974年12月14日) 所有する当社株式の数 511株	1998年4月 株式会社富士銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行 2018年7月 太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社入社 シニアマネージャー 2019年11月 フューチャー株式会社ファイナンシャル&アカウンティンググループ長 2021年11月 AlpacaJapan株式会社CFO就任 2022年4月 データセクション株式会社入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 2022年6月 データセクション株式会社取締役CFO就任 2023年2月 データセクション株式会社代表取締役副社長CFO就任 2024年2月 データセクション株式会社代表取締役社長CEO 兼 CFO就任 2024年6月 データセクション株式会社代表取締役副社長CFO 兼 COO就任 2024年11月 データセクション株式会社取締役副社長CFO 兼 COO就任 2024年12月 当社取締役就任（現任）
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岩田真一氏は、企業経営者を歴任しており、特に財務責任者としての豊富な経験・知見を有しております。また、2024年12月より当社の取締役に就任し、CFOとして主に管理部門を統括する責任者として当社の経営に携わってまいりました。</p> <p>そのため、今後の更なる当社グループの発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	みきゆうた 三木 佑太 (1987年9月25日) 所有する当社株式の数 9,107株	2010年4月 株式会社サイバーエージェント入社 当社出向 2013年3月 当社マネージャー 2014年1月 当社プランニング局長 2014年4月 当社営業局長 2016年4月 当社執行役員就任 2019年12月 当社取締役就任 (現任)
3	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>三木佑太氏は、2010年より、当社の主力事業であるSMM事業の事業拡大に多大なる貢献をしております。また、2016年からは執行役員として、2019年以降は取締役として事業拡大に貢献するとともに、SMM事業を統括する責任者として当社の経営に携わっております。</p> <p>そのため、今後の更なる当社グループの発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	い はた まさ し 膽 畑 匡 志 (1977年7月18日) 所有する当社株式の数 16,140株	2001年4月 株式会社サイバーエージェント入社 2006年4月 株式会社シーエー・エイチ代表取締役就任(出向) 2012年7月 株式会社サイバーエージェント 人事本部人材開発本部長 2014年9月 株式会社サイバーエージェント 社長室長 2018年4月 株式会社シーエー・モバイル(現・株式会社CAM) 取締役就任(出向) 2021年12月 当社取締役就任(現任)
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>膽畑匡志氏は、広告代理店での人材開発本部長等の人材育成に関わる部門での経験に加えて、取締役としての経営経験も豊富であり、幅広い知識・経験を有しております。また、2021年以降は当社の取締役に就任し、主に管理部門を統括する責任者及びテクノロジー・クリエイティブ部門や子会社、新規事業を統括する責任者として当社の経営に携わってまいりました。</p> <p>そのため、今後の更なる当社グループの発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
5	はす み ま い こ 蓮見 麻衣子 (1974年9月9日) 所有する当社株式の数 5,000株	1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フィデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネ ジメント入社 (現任) 2018年6月 当社社外取締役就任 (現任) 2021年3月 ニューラルポケット株式会社 (現： ニューラルグループ株式会社) 社外 取締役就任 (現任) 2021年3月 Zホールディングス株式会社 (現： LINEヤフー株式会社) 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 有限会社エバーリッチアセットマネジメント ファ ンドマネージャー ニューラルグループ株式会社社外取締役 LINEヤフー株式会社社外取締役 (監査等委員)
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>蓮見麻衣子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に 関与した経験はありませんが、MBAを取得するなど、会社経営に関 する豊富な知識を有していることに加えて、ファンドマネージャーとし ての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識を有してお ります。また、2018年より当社の社外取締役として、主に事業方針の 妥当性等について経済情勢等を踏まえた適切かつ有益な助言を多数いた だいております。</p> <p>上記の理由から、引き続き当社の取締役会の意思決定の妥当性を確保 し、コーポレート・ガバナンスの強化にご貢献いただけることを期待 し、社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	たかぎ さとし 都木 聡 (1971年11月9日) 所有する当社株式の数 -	1994年4月 野村証券株式会社入社 2000年2月 株式会社サイバーエージェント入社 2003年1月 有限会社ジェノー・アンド・カンパニー設立 取締役就任 (現任) 2005年1月 株式会社セレス設立 代表取締役社長就任 (現任) 2016年6月 株式会社ゆめみ取締役就任 2017年7月 ビットバンク株式会社社外取締役就任 (現任) 2017年9月 株式会社マーキュリー設立 代表取締役社長就任 2018年8月 株式会社マーキュリー取締役就任 2018年8月 株式会社ディアナ設立 取締役就任 2020年7月 株式会社マーキュリー代表取締役社長就任 (現任) 2023年12月 株式会社アポロ・キャピタル設立 代表取締役社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 有限会社ジェノー・アンド・カンパニー取締役 株式会社セレス代表取締役社長 ビットバンク株式会社社外取締役 株式会社マーキュリー代表取締役社長 株式会社アポロ・キャピタル代表取締役社長
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>都木聡氏は、上場企業を含む多数の企業経営者を歴任し培われてきた経営者としての豊富な経験と知識を有しております。また、当社事業と親和性の高い広告配信、広告代理店業、インフルエンサーマーケティングに関する豊富な経験と知見も有しております。</p> <p>上記の理由から、当社の取締役会の意思決定の妥当性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化にご貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、都木聡氏は、株式会社セレスの代表取締役を現任しておりますが、当社は、2025年6月30日付「株式会社セレスとの資本業務提携契約の締結、当社株式売却によるその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、同社との間で資本業務提携契約を締結しております。また、2025年11月12日付「その他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、2025年12月18日開催予定の当社第20期定時株主総会において本議案が承認可決された場合、株式会社セレスは当社のその他の関係会社となり、当社は株式会社セレスの持分法適用関連会社となる予定です。</p>		

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数には、サイバー・バズ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 蓮見麻衣子氏及び都木聡氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は蓮見麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。蓮見麻衣子氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は蓮見麻衣子氏との間で責任限定契約を締結しております。蓮見麻衣子氏の再任並びに都木聡氏の選任が承認された場合は、蓮見麻衣子氏とは当該契約を継続し、都木聡氏とは新たに当該契約を締結する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要としまして、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 蓮見麻衣子氏は、現在、社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、7年6か月であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。また、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年12月14日開催の定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同様とします。）の株主利益に対する意識の更なる向上、及び当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを取締役に与えることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に対し、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」といいます。）とし、当該金銭報酬債権の総額は、上記の目的に照らして相当な額として、年額1.5億円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第1号議案が原案どおり承認されますと、本議案に基づく制度が適用される取締役の員数は4名となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15万株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならな

い範囲で、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と取締役との間で、後記【本割当契約の内容の概要】の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとしします。

当社は、2023年12月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の現況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、1年を下回らない範囲において当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

取締役が、当社の取締役会において予め定める期間（以下、「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、取締役が、役務提供期間中、継続して上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該取締役が、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務

提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の規定に基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である社外取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、五島康一氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
ごとう こういち 五島 康一 (1966年10月25日) 所有する当社株式の数 -	2003年12月 株式会社ファーストエスコ（現株式会社エフオン）入社 2010年7月 株式会社スリー・ディー・マトリックス入社 2013年7月 株式会社スプリックス入社 2014年12月 株式会社スプリックス監査役就任 2015年8月 株式会社スプリックス取締役（監査等委員）就任 2019年1月 dely株式会社監査役就任 2019年7月 株式会社アーリーワークス監査役就任（現任） 2020年7月 株式会社カカオピッコマ監査役就任（現任） 2020年10月 株式会社Walklog監査役就任（現任） 2023年6月 株式会社早稲田学習研究会社外取締役就任 2025年5月 株式会社Polyuse監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アーリーワークス監査役 株式会社カカオピッコマ監査役 株式会社Walklog監査役 株式会社Polyuse監査役
【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 五島康一氏は、上場企業を含む多くの企業において監査役及び監査等委員である取締役を歴任されており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と知識を有しております。 上記の理由から、監査等委員である取締役として当社の取締役会の業務執行を監督していただくことで、より一層当社のコーポレート・ガバナンスの強化にご貢献いただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 五島康一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 五島康一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。五島氏が監査等委員である取締役に選任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 五島康一氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は五島康一氏との間で新たに責任限定契約を締結する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要としまして、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。また、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

以 上

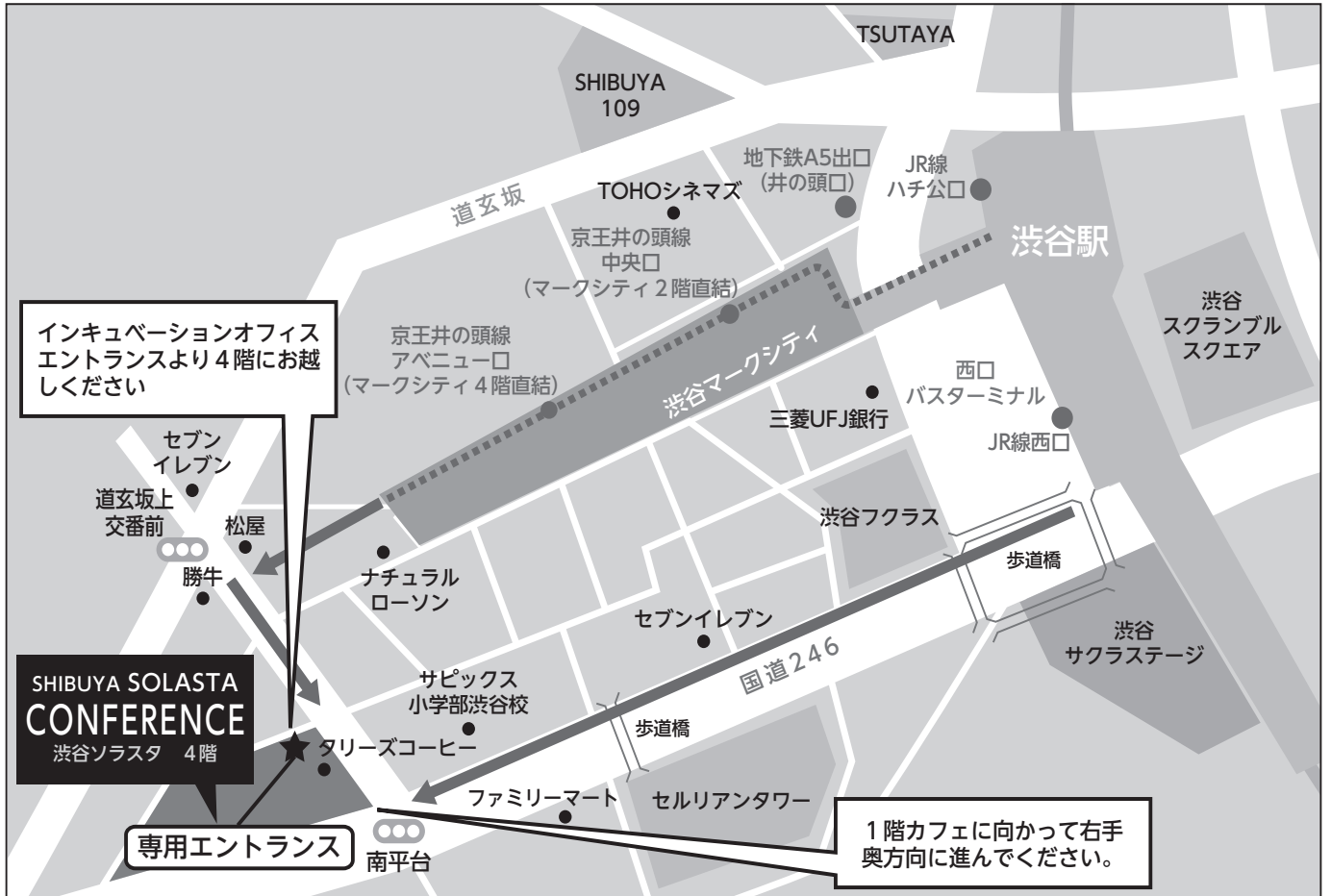
株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号

渋谷ソラスタCONFERENCE 4階

4A会議室

TEL 03-5784-2604 (代表番号)



交通 「渋谷」駅より徒歩約6分

JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン

東急東横線、東急田園都市線

京王井の頭線

東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線